

勝山地区のEcoミュージアム活動

10地区のエコミュージアム活動の取り組みを順番にご紹介しています。

第3回は勝山地区です。

勝山地区は、柴田勝安が勝山城を築いた戦国時代、小笠原家が勝山藩主として入封し八代続いた江戸時代から今日まで、430年余りの歴史が凝縮されています。

この地区の歴史と文化を宝として、これまで事業を進めてきました。

高札と石柱を設置

地区内には、中心を流れる大連寺川にかかる橋や旧跡を記した石柱を10か所、通りの名称やその地域の歴史を記した案内板を、江戸時代の「高札」を模して31か所設置しました。石柱の中には、約250年前の平泉寺と大野市阪谷との分岐を示す道標も1か所含まれています。

また、これらの高札や石柱の場所を記した地図を発行しました。ぜひこの地図を見ながら、町中を散策してみてください。



歴史冊子を発行

□伝えに語り継がれてきた歴史を後世に伝え残すため、掘り起こされた地区の歴史をまとめ、マップやカルタを制作しました。

また、案内人用ガイドブックや昭和初期から中期にかけての様子がかげえる写真集などを発行しました。

その他にも

これらの発掘した歴史を楽しく興味を持ってのように、健康増進も兼ねたノルディックウォークや、子ども向けのレクリエーション要素を盛り込んだ散策も行いました。

近年は遺産整備や環境を考えた清掃活動も行っています。

勝山地区は、21区3180世帯と大きく、地区の隅々まで行き届いた事業は困難ですが、今後も地道な活動で町中の魅力を伝えていきたいと考えています。

※冊子類の配布は終了しています。が、勝山公民館のホームページでご覧いただけます。

文章 勝山地区Eco推進協議会

日本Ecoミュージアム研究会全国大会が勝山市で開催！

市民の方々の参加をお待ちしています

とき 10月11日(出)・12日(日)

勝山市Ecoミュージアム協議会 事務局 ☎87・1011

「勝山Ecoライフ」Eco



第26回 新年度開始！

新年度がスタートしました。例年になく雪溶けの早さのなか、学校や職場での異動が行われ、社会全体としても消費税増税されることで、皆様にとって様々な変化を感じられる春だと思えます。私も勝山市での生活が4年目となりました。新たな活動のスタートとともに、これまでの活動の持続性を確保していきたいと思っています。

◆「学校」を対象に

活動の核の1つは、やはり「学校」です。すでに新年度に向けて各学校で打ち合わせを始めています。今年度は全小中学校のユネスコスクールへの加入も控えています。赤とんぼの調査も全小学校へと拡大します。また、私の所属する福井大学の教職大学院においても、荒土小学校、鹿谷小学校、三室小学校、勝山高校の先生が大学院生として学ぶこととなり、福井大学との連携も強まりそうです。学力も含めて教育の成果を評価すること、子どもたちと先生の学びを支えること、勝山市が持続

持続可能な社会づくり なお一層の進展を 自慢できる勝山へ

可能な社会として成り立つような積極的な発信を行うことが、私の目標です。

◆企業と連携し人材育成も
もう1つの活動の核となるのは「民間企業との連携」です。持続可能な社会づくりとその社会を担う人材育成は、地元企業にとって切実な課題です。企業と連携してその課題に立ち向かうことで、双方にとって利のある活動を展開したいと思っています。

日本環境教育学会の調査により、政令指定都市以外の市町村において、勝山市の環境教育の実施率が「全国1位」となりました。確かに、3年間で勝山は大きく変わってきたように思います。

しかし、4年目の活動を迎えるにあたり、私は勝山市において、なお一層の進展が可能であると思っています。勝山に住む一人一人が、未来の勝山のことを考えて行動し、「勝山を自慢できるような」ことを目指します。

国保・年金

就職・退職・進学したら

国民健康保険と国民年金の手続きを

就職や退職、進学などをした方は、健康保険と年金の資格にご注意ください。

国民健康保険

就職した場合

職場の健康保険加入後、国民健康保険の喪失手続きが必要です。

◆届出先 市民課

◆手続きに必要な物

新しい職場の被保険者証、国民健康保険被保険者証、印鑑

退職した場合

職場の健康保険の資格がなくなるため、次のいずれかに加入することになります。

- ①職場の健康保険の「任意継続」
- ②配偶者等の健康保険の扶養
- ③国民健康保険

◆届出先

- ①加入していた健康保険の事業所
- ②配偶者の職場
- ③市民課

◆手続きに必要な物

加入していた健康保険資格を喪失したことを証明する書類、印鑑、届出人の本人確認ができるもの（運転免許証など）

進学した場合

修学するためにほかの市町村へ住民票を移した方には、遠隔地被保険者証を交付します。

◆届出先 市民課

◆手続きに必要な物

在学証明書（平成26年4月以降のもの）、国民健康保険被保険者証、印鑑、届出人の本人確認ができるもの

※修学を終えた方は遠隔地被保険者証を返却し住民登録してある市区町村で国民健康保険に加入してください。

国民年金

職場の厚生年金（共済年金）の資格を喪失した20歳以上60歳未満の方は、国民年金加入の手続きを行ってください。

◆届出先 市民課

◆手続きに必要な物

厚生年金などを喪失したことを証明する書類、印鑑、年金手帳

別世帯の方が代理で届出される場合

委任状と代理人の本人確認ができるもの（免許証など）が必要となります。

☎ 市民課（市役所1階） ☎88 - 8102

平成26年度の国民健康保険税について

介護給付費と後期高齢医療費が年々増加していることに伴い、勝山市の国民健康保険が負担する額も増加しており、平成26年4月からの国民健康保険税の税率を右のとおり改定しました。

世帯主とその世帯の被保険者の所得が下記の条件を満たす場合、7割、5割、2割の軽減措置が適用されます。

7割軽減 ▶ 33万円以下

5割軽減 ▶ (33万円+24万5千円×被保険者数) 以下

2割軽減 ▶ (33万円+45万円×被保険者数) 以下

☎ 市民課（市役所1階） ☎88 - 8102

税務課（市役所1階） ☎88 - 8101

平成26年度勝山市国民健康保険税率等

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(40～64歳)
所得割額	課税標準額*1 × 5.7%	課税標準額*1 × 1.8%	課税標準額*1 × 2.1%
資産割額	課税標準額*2 × 23.0%	課税標準額*2 × 5.8%	課税標準額*2 × 5.0%
均等割額(一人あたり)	26,000円	8,500円	9,500円
平等割額(一世帯あたり)	23,500円	6,500円	8,000円
限度額	51万円	16万円	14万円

赤字は今回改定したところです。

*1 平成25年中の総所得など - 33万円

*2 平成26年度固定資産税額（都市計画税を除く）